

定住自立圏形成協定の変更について

1. 自転車を活用したまちづくり

(1) 変更の要点

協定書の「別表第1（第3条関係）生活機能の強化に係る政策分野」に、「自転車を活用したまちづくり」に係る内容を追加します。

(2) 変更する理由

ナショナルサイクルルートに指定された太平洋岸自転車道や各市町の交通の結節点等における安全で快適な自転車の通行環境の確保に向けて、令和4年7月に伊勢志摩地域における自転車等活用検討会を設立し、生活および観光の交通手段としての自転車活用に向けた取組の検討を進めています。

検討会において伊勢志摩地域自転車等活用推進計画を策定し、圏域市町の連携のもと、サイクルツーリズムの推進、自転車通行空間の確保、健康づくりの啓発、安全利用の促進など、地域一体で自転車を活用した取組を行うものです。

(3) 協定案（取組の追加）

【対象市町：鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、明和町】
別表第1（第3条関係）「生活機能の強化に係る政策分野」に以下を追加します。

3 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
自転車の活用推進	観光振興、健康の増進、安心・安全利用、環境への負荷の低減等の公共の利益増進に向けて、自転車を活用した取組を行う。	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、乙と連携し、必要な取組を行う。	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、甲と連携し、必要な取組を行う。

(4) 協定変更による効果など

サイクルツーリズムの促進により、圏域市町との連携による一体的なまちづくりが進み、観光客の増加、地域経済の活性化などの効果が期待できます。同時に、安全な道路環境の提供、住民の健康増進、カーボンフットプリントの低減などが見込めることから、持続可能なまちづくりにつながります。

2. インクルーシブスポーツ環境の充実

(1) 変更の要点

協定書の「別表第2（第3条関係）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野」に、「インクルーシブスポーツ（※）環境の充実」に係る内容を追加します。

（※）インクルーシブスポーツとは、年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、誰もが楽しめるスポーツを指します。

(2) 変更する理由

インクルーシブスポーツの普及啓発については、関係団体と連携し、イベント等を開催するなど取組を進めているところですが、圏域住民の認知度はまだ低い状況にあります。このことから、関係団体との連携強化を図りながら、イベント、講習会、研修会等の開催により、さらなる普及啓発に取り組むものです。

(3) 協定案（取組の追加）

【対象市町：鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、明和町】

別表第2（第3条関係）「結びつきやネットワークの強化に係る政策分野」に以下を追加します。

4 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
インクルーシブスポーツ環境の充実	共生社会の実現に向け、インクルーシブスポーツの推進を図る。	乙と連携し、インクルーシブスポーツのイベント、講習会、研修会等を開催し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。	甲と連携し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。

(4) 協定変更による効果など

インクルーシブスポーツの普及啓発を進めることで、障がいの有無にかかわらず、さまざまなスポーツイベントに圏域の住民全体が参加できる機会が増え、健康増進や圏域間のコミュニティの強化、地域経済の活性化が期待でき、社会的な包摂が促進されます。

3. 今後のスケジュール

3月定例会 定住自立圏形成協定の変更に係る議案を提出

※以下は、議決が得られた場合

- 3月下旬
- ・定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書の締結
 - ・第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンを策定・公表

4. 主な経過

平成 25 年 7 月 18 日 伊勢志摩定住自立圏形成協定の締結

平成 27 年 3 月 31 日 伊勢志摩定住自立圏形成協定の変更（1 回目）

平成 28 年 3 月 30 日 伊勢志摩定住自立圏形成協定の変更（2 回目）

平成 29 年 3 月 31 日 伊勢志摩定住自立圏形成協定の変更（3 回目）

平成 31 年 3 月 29 日 伊勢志摩定住自立圏形成協定の変更（4 回目）

令和 2 年 3 月 31 日 伊勢志摩定住自立圏形成協定の変更（5 回目）

令和 4 年 3 月 25 日 伊勢志摩定住自立圏形成協定の変更（6 回目）

~~~~~

令和 5 年 10 月 27 日 伊勢志摩定住自立圏推進協議会において定住自立圏形成協定  
の変更について協議